

日本パラスポーツ看護学会
(Japan Para-Sports Academy of Nursing Science)
利益相反に関する指針

1. 目的

本学会は、「障がい者スポーツ健康科学看護を行う者の育成に関する事業を行い、障がい者スポーツ健康看護の普及・活動および障がい者スポーツ健康科学看護に関する研究、関連分野との交流をはかり、障がい者の健康とスポーツの発展に寄与すること」を目的に、2018年3月に発足した。発足の目的を踏まえ、障がい者のスポーツに関する日常生活全般を支援できる看護職の専門性の確立と育成、および障がい者スポーツに取り組む当事者の思いの社会化を推進し、その成果を広く社会に還元していくためには、企業、組織、団体等と連携し他取り組みが必要不可欠である。その際、学会員として果たすべき責務と、会員が個人あるいは所属する組織等として得る利益(私的利益)との間に、利益相反(Conflict of interest)といわれる状態の発生が予測される。

このような利益相反(COI)に適切に対応することにより、研究対象者、看護実践の対象者の人権や安全が保障され、研究成果の公平な評価につながるだけでなく、ひいては本学会の社会的信頼の構築へとつながるものと考ええる。

そこで、本学会ではこうした利益相反(COI)への適切な対応について、本学会の透明性、中立性、説明責任を果たすために必要な措置について以下のように指針を定め、明確にすることとした。

なお、指針の検討に当たっては、【資料1】を参考にした。

2. 基本方針

- (1) 本学会の使命である研究および学術活動の責務を果たしながら、会員等が産官学連携活動および人々の健康への貢献活動を積極的に推進できるよう、環境整備を図る。
- (2) 利益相反(COI)を防ぐこと、また、利益相反(COI)が生じた場合に必要な措置を行う等、利益相反に関するマネジメントを実施する。
- (3) 利益相反(COI)マネジメントについては、理事会の所掌とする。

3. 指針の適応となる対象者

- (1) 本学会会員(正会員)
- (2) 本学会学術集会で発表・講演する者
- (3) 本学会の役員(理事長、副理事長、理事、監事)、学術集会長、各委員会の委員

4. 対象となる活動

本学会員が行なうすべての事業活動に対して、本指針を適用する。

5. 定義

【資料1】に基づき、以下のように定義する。

- (1) 「狭義の利益相反 (COI)」 本学会の会員および役員等、または学会が、産官学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬および未公開株式等）と、研究・学術活動における責任が相反している状況をいう。
- (2) 「責務相反」 本学会の会員および役員等が、所属する組織に職務追行責任を負っていて、本学会における職務遂行の責任と両立しえない状況。
- (3) 「個人としての利益相反 (COI)」 狭義の利益相反のうち、会員個人が得る利益と本学会における責任との相反をいう。
- (4) 「組織としての利益相反 (COI)」 狭義の利益相反のうち、本学会が得る利益と本学会の社会的責任との相反をいう。

6. 申告すべき事項

企業・法人組織、営利を目的とする団体との関係において、以下に該当する場合の有無について、申告しなければならない。

- (1) 団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- (2) 企業の株の保有
- (3) 特許権などの使用料
- (4) 日当、講演料
- (5) 執筆などに対して支払った原稿料
- (6) 受託研究、共同研究、奨学寄附金
- (7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座
- (8) 贈答品

7. 実施方法

- (1) 研究成果を学術集会、セミナー等で発表する場合、筆頭者は当該研究に係る利益相反 (COI) 状況を、本指針に従って演題登録時に申告し、発表時に開示する。
- (2) 研究成果を学術誌で発表する著者は、当該研究に係る利益相反 (COI) 状況を、本指針に従って確認し、論文投稿時に当校規定に従って申告し、発表時に開示する。
- (3) 本学会の役員、委員会委員、学術集会長は、就任時に当該事業に係る利益相反 (COI) 状況を自己申告し、開示する。

8. 自己申告の基準

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職については、一つの企業等からの報酬が 100 万円以上の場合。
- (2) 株の保有については、年間利益（配当、売却額の総和）が 100 万円以上、あるいは

- 一つの企業・団体の全株式の5%以上を所有する場合。
- (3) 特許権などの使用量が100万円以上の場合。
 - (4) 企業・法人組織や営利を目的とした団体から、日当、講演料等で、一つの企業・団体からの合計が年間50万円以上の場合。
 - (5) 企業・法人組織や営利を目的とした団体が、パンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料が年間100万円以上の場合。
 - (6) 企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する、受託研究、共同研究、奨学寄付金などが、一つの研究に対して支払った額が100万円以上の場合。
 - (7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座に所属している場合。
 - (8) その他の報酬（研究とは関係のない旅行、贈答品等）の合計が年間10万円以上の場合。

日本パラスポーツ看護学会

令和4年11月27日